

徳監第1169号
平成30年2月13日

扶川 敦 様

徳島県監査委員	稲 田 米 昭
同	矢 田 等
同	井 関 佳穂理
同	須 見 一 仁
同	白 木 春 夫

徳島県職員措置請求について（通知）

平成29年12月18日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定による徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

とくしま記念オーケストラ（以下「記念オケ」という。）の演奏会等に関連するA氏の送迎用ハイヤー代金（以下「ハイヤー代」という。）は、違法不当な公金の支出であるので、徳島県知事（以下「知事」という。）に対し、次の措置を勧告することを求める。

ア 平成24年度の支出について【請求ア】

第27回国民文化祭徳島県実行委員会（以下「実行委」という。）が支出した平成24年度年間21日間分のハイヤー代206,700円について、A氏から徳島県（以下「県」という。）に返還させること。

イ 平成25年度以降の支出について【請求イ】

平成25年度以降公益財団法人徳島県文化振興財団（以下「財団」という。）が負担したハイヤー代についても、金額を調査の上、財団から県に返還させること。

2 請求の理由

（1）支出の状況

ア 実行委の支出（請求アについて）

平成24年度において実行委は、記念オケ事業で得た大きな収益を隠して脱税事件で起訴されたB社代表のA氏に対しハイヤーを手配して送迎し、ハイヤー代を支出している。支出した金額は、平成29年12月11日に県が206,700円（平成24年度、年間21日間分）であることを明らかにした。

イ 県委託料からの支出（請求イについて）

平成25年度からのハイヤー代は、財団が支出している。支出した金額は、その金額を明らかにするよう情報公開請求中（平成29年12月18日現在）である。

平成25年度以降、記念オケの演奏会事業を財団が主催して開催してきたが、その事業費は、県からの「委託料」、文化立県とくしま推進会議の「負担金」等が充てられてきた。そして、財団が支出したハイヤー代は、事業費の一部として財団が支出し、県の委託料で賄っていた。

(2) 支出の違法不当性

ア 実行委の支出（請求アについて）

A氏は、知事の20年来の知己であるとされ、平成23年5月から平成25年3月までは、知事により県の政策参与に任命されていたので、当時政策参与であるA氏に県がハイヤーをあてがっていたことになる。しかし、たとえ政策参与であっても、ハイヤーで送迎されるなど他に例がないはずである。

こうした特別扱いをする理由は、A氏が知事の知己であるということ以外に考えられず、違法不当な公金の支出である。

イ 県委託料からの支出（請求イについて）

この時期A氏は、財団が記念オケの演奏会事業を委託したC社から仕事を再委託された一下請業者にすぎなかった。ところが、財団は、県の政策参与をしていた時期にA氏に県がハイヤーをあてがっていた流れを引き継ぐ形で、ハイヤー代を支出している。

財団に聞き取りをしたところ、財団の行う事業において、業者をハイヤーで送迎するなどは、A氏の事例以外には一例もないということであった。

この支出に関しても、県民の目から見て当然許されない無駄遣いであり、違法不当な公金の支出である。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

第2 決定の理由

1 請求の受理

本件請求は、平成30年1月17日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

2 監査対象事項

監査対象事項としては、請求アについては、平成24年度の実行委による支出が対象であり、請求イについては、平成25年度以降の記念オケ演奏会事業に係る県委託料からの財団による支出が対象であることを踏まえ、次のとおりとした。

(1) 請求アについて

平成24年度の支出を対象としていることから、自治法第242条第2項に規定する請求期間の要件（財務会計上の行為（以下「当該行為」という。）のあった日又は終わった日から1年以内）を欠くため、住民監査請求に係る他の要件を確認するまでもなく監査の対象外とした。

(2) 請求イについて

平成25年度以降の記念オケ演奏会事業に係る県委託料からの財団による支出を対象としているが、請求人は知事が支出金額を調査した上で財団から県に返還させるよう求めており、具体的な支出金額を摘示していない。このため、本来であればこのままの請求内容では監査対象とは認められないが、本件請求人とは別の住民からおおむね同じ内容の住民監査請求を2日後の平成29年12月20日に別途受付していることに鑑みれば、これとの監査の整合を図る観点から、例外的な取り扱いとして、本件請求の提出日から遡って1年以内の支出を確認し特定した上で、当該特定した支出を監査の対象とし（以下「監査対象支出」という。）、審査を進めることとした。

3 事前調査の実施

監査に先立ち、監査対象支出を特定するべく記念オケの所管課である徳島県県民環境部とくしま文化振興課（以下「とくしま文化振興課」という。）及び財団に対し、記念オケを活用した業務のうち県から財団へ委託した業務の状況を確認したところ、本件請求の提出日から遡って1年以内に経費を支出した可能性のある平成28年度及び平成29年度の委託契約は、とくしま文化振興課及び県教育委員会関係の所属に該当するものがあり、その内訳は次の表のとおり合計16件であった。

そこで、各所属の各委託契約に係る関係文書を確認するとともに、財団に対し、これら委託契約に基づき支出したA氏のハイヤー代の状況について調査を行った。

<財団との委託契約の状況>

所 属		平成28年度	平成29年度	合 計
とくしま文化振興課		6 件	5 件	11件
教育委員会	特別支援教育課	0 件	1 件	1 件
	教育文化課	1 件	1 件	2 件
	名西高等学校	1 件	1 件	2 件
合 計		8 件	8 件	16件

4 決定理由

請求イのうちの監査対象支出について審査を進めるべく、前記3の事前調査を実施した結果、請求人が請求対象としている記念オケを活用した委託業務に係る支出（前記16件の各委託契約に基づく財団の支出）の中には、A氏のハイヤー代が含まれていないことを確認した。

住民監査請求の対象は、自治法第242条第1項によれば、地方公共団体の執行機関又は職員による「違法又は不当な当該行為」又は「怠る事実」とされており、このうち当該行為は、「①公金の支出」、「②財産の取得、管理又は処分」、「③契約の締結又は履行」、「④債務その他の義務の負担」の4種類が対象とされている。

このことからすると、県委託料からA氏のハイヤー代が支出されていないことは、当該行為である「①公金の支出」に該当する監査対象支出自体が存在しないことにほかならず、平成30年1月17日に本件請求を受理し審査を進めようとしたが、自治法第242条第1項に規定する要件を欠く請求であると言える。

よって、本件請求は、請求アとともに、請求イについても自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならない不適法なものと判断し、却下する。